水・地域イノベーション財団 公益財団法人として始動

「地域」に活力を、「未来」に人材を

公益財団法人
水・地域イノベーション財団理事長
野村 喜一 氏に聞く

2020年7月に発足した日水コン水インフラ財団。以後、名称変更を経て、今年6月からは公益財団法人水・地域イノベーション財団として新たなスタートを切った。設立からの5年間「水と地域」を軸にさまざまな団体の基礎研究や地方創生の取組みなどに助成・支援を行い、活力ある社会に貢献する団体として活動を展開してきた。公益法人化を機に「人材育成」を主眼に置いた新たな取組みもスタートさせた。今回、野村喜一理事長に財団の公益法人化の狙いとともに、今後の活動方針を聞いた。

――水・地域イノベーション財団は、2020年に日水コン水インフラ財団として発足し、これ以降、さまざまな助成・支援事業を展開してきました。改めて設立の経緯を伺います。

当財団の設立は、日水コンの株式上場と密接に関わります。日水コン社内で株式上場に向けた準備を進めていた頃の問題の一つに、株式が数多くの個人株主を含め多方面に分散している状態がありました。同社の役職員を含め、退社された後にも株式を所有している方が相続されたご遺族を含め多かった、と換言しても良いかもしれません。こうした株式を整理するために、上場に向けてお手伝いいただいている証券会社に、株式をいったん集約するよう依頼しました。そうした中で現役の役員や職員持株会が所有する株式については、実質的に簿価で手放していただけるようお願いいたしました。

当時、日水コンの株式の時価は簿価を上回っており、当然、時価想定で手放せば役職員の個人的な利益となる状況でした。しかしながら日水コンという会社が大きく成長し、株式が簿価を上回る時価を達成できたプロセスには、多くの先人たちが関わっています。私は、果たして簿価と時価の差額で生まれた利益はそのタイミングで株式を保有していた個人のものなのだろうかと強く疑問を持ったのです。その利益は会社を成長させるべく貢献してくれた先人たちも含めた皆さんのものではないかということです。

そこで上場に当たって退職者は別にして、現役の役職員の方々には、株式を実質的に簿価で手放していただくよう説得を行いました。当然、反対もありましたが時間を掛けて納得していただきました。

また、職員持株会に入会されていた方々が最終的にご理解いただけたことに関しては、特に心より感謝しています。

この時に事実上簿価で手放していただいた株式の利益の受け皿となったのが、当財団の前身となる一般財団法人日水コン水インフラ財団です。

私は、従来から社会インフラである上下水道の重要性を市民の皆さまに知っていただくために、企業とは別の形態で「水」をベースに「社会インフラ」のあり方を新たな視点から模索・構築するための組織が必要だと考えておりました。役職員から寄付していただいたお金を、こうした考え方を持つ組織に託すには、財団法人という組織形態が最適だと考えた次第です。

営利を目的とせずに、社会にとって必要不可欠な存在である水を改めて人々に認識し直してもらうため、世の中が大きく変化しているタイミングで、地域における水の意味や価値を社会インフラとともに捉え直し、さらなる付加価値の向上（Value-Up）をさせていく組織を志向し、当財団は設立されました。

――設立以降、さまざまな助成・支援事業を手掛けながら活動を展開し、2023年には、水・地域イノベーション財団へと改称しています。その狙いは。

当財団は、役職員の方々の善意があって初めて出来上がった組織であり、その役割も公益的なものです。一方で、日水コンの役職員が手放した株式の受け皿となったことで、図らずも同社の安定株主ともなりました。一民間企業の名称を冠していることで、財団が安定株主として日水コンの経営に口を出す、あるいは支えているような組織だと外部から見られてしまうことを避けたかった、というのが理由の一つです。

そして何よりも、初期の活動を通じて財団の持つ高い公益性と、その領域の広さを確認できた中、こうした活動に沿った名称に改める必要性があるだろうとも考えました。

当財団では設立当初から地域活力の向上と豊かな水環境の創造のため、助成事業と支援事業を設け、設立からの2年間で14件の研究や地域活動に対して助成・支援を行ってきました。これらの研究や活動の中には、「演劇活動」や「スマホアプリとQGISを用いた環境モニタリング演習」、地域資源としての「里帰り桜を活かしたかわづくり・まちづくりの検討」「うなぎの生態系と食文化の両方の持続的基盤を育てる活動」、さらには高校における「水とつなぐ授業・水がつなぐ地域の活動」など、当初の想像を超える幅広い概念で「水」を捉えた内容の活動が申請され、その成果も得られています。

こうした実績を鑑みた時、これまでの水インフラに焦点を当てた活動のみならず、広く社会環境、経済文化などの観点から地域の水を捉え直し、かつイノベーションを通じて社会課題を解決する場の提供も行う財団に変化すべきだと考えるようになりました。

そこで幅広い活動を想起させる財団とすべく、法人名を「水・地域イノベーション財団」に改称したのです。

2023年度の採択案件の一つ。中津市の「野田の清水顕彰会」が名水「野田の清水」復活による地方創生を目指すため、枯れ井戸を復活させた

地域の水広い概念で捉え 第二ステージへ 次世代を担う若者を育成

――これまで手掛けてきた助成・支援事業の実績は。

水・地域イノベーション財団では、国内外の水と地域に関わる研究・技術開発や人材育成などを対象とした研究や地域の活動への助成を行う「水・地域助成事業」、ビジネスのアイデアやプランに対して支援する「水・地域支援事業」、そして水辺環境調査を行う「水文化継承事業」の三つの柱で活動を展開しています。

水・地域助成事業では、調査や研究を対象とした「研究助成部門」と、地域活動を対象とする「活動助成部門」の二つの部門に大別されます。全て公募型で実施しており、両部門合わせてこれまでで41件を採択しています。

水・地域支援事業は、ビジネスアイデアを募集する「課題提起・付加価値創造コース」、ビジネスプランを募集する「課題解決・事業化マッチングコース」の二つのコースがあり、こちらも全て公募で募集を行っています。これまでの採択件数は両部門合わせて20件となっています。

また水・地域助成事業、水・地域支援事業の採択案件については「水・地域イノベーション財団成果発表会」において、これまでの研究・活動を通じて得られた成果を発表してもらっています。

一方で水文化継承事業については、当財団の自主事業として行うものになります。2022年に日水コンから譲受した、スマートフォンを活用してだれでも水辺環境を調査でき川について学ぶことのできるアプリケーション「水辺へGo!」の開発・運営や、これを通じて得られたデータの公開（調査結果とエビデンス写真）、ユーザーへのデータ提供、さらにはその分析までを担っています。

この「水辺へGo!」は、環境省の開発した「水環境健全性指標」別名、水辺のすこやかさ指標（愛称：みずしるべ）を用いて水環境を現地調査・記録するためのツールです。これを用いて実施された水辺調査の回数は、日本語版と英語版を通じて2000回を超えました。

また、子どもたちへの普及・啓発の活動として、複数の小学校へ同指標を紹介する出前授業を国内外で行っております。

さらに、この指標の普及やフォローアップの活動支援として日本水環境学会などが主催する公開シンポジウムを共催しています。

なお、本年度「水辺へGo!」がより一層使いやすく親しまれるように、その機能の向上やデザインの更新のため、同指標に関心を有する有識者や自治体関係者などから構成される更新検討委員会（仮称）を立ち上げました。幅広い議論をしていただき、来年度にはバージョンアップした新たな「水辺へGo!」をリリースする予定です。

当財団設立当初は、水に関わるビジネスを含めた「水インフラ」を対象とした事業への支援が主軸になると考えていました。しかし先ほど申し上げた通り、応募内容が予想以上に広範囲にわたったことは、私にとって「水インフラ」という概念を大きく変えられる契機ともなりました。

――この6月には公益財団法人として新たなスタートを切っています。このタイミングとなった理由は。

一般財団法人としてスタートしてはいますが、公益財団法人化は財団の設立当初からの目標でもありました。今年5月に公益財団法人化を果たしていますが、このタイミングで踏み切ったのは、一言で申し上げれば「条件が整った」からです。

一定水準以上の収益が安定的に見込めるなど財政的な基盤ができ、また助成・支援事業の実績も積み上がったことで事業内容も充実してきました。社会的な信用という面でも設立当初よりも高くなったと自負しています。また公益財団法人に移行することで、運営におけるガバナンス体制の充実、運営の透明性やコンプライアンスの確保、さらには説明責任などの意識向上にもつながるものとも考えました。

――公益財団法人としての役割と責任をどのように考えますか。

内閣府らが策定した公益法人に関するガイドラインでは、公益法人の責務について「特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために公益活動を実施する存在であり、その活動により、公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することが期待されており、税制上の優遇措置の下、国民や企業からの寄附等の支援を受けている」としています。

その上で、ガバナンス体制を構築すること、運営の透明性やコンプライアンスを確保すること、自らの責任で経営判断を行い問題発生時には自浄作用を働かせて解消することなども重要な点として指摘されています。

特筆すべきなのは、公益行政の目的は「民間公益を活性化し、活力ある社会を実現することにあり、『公益法人の適正な運営の確保』は手段である」とし、「公益法人が、高い規律を持つことは重要であるが、いたずらに高い規律を求めることは、かえって民間の公益活動を阻害しかねないことに留意する」、さらには「法人のチャレンジが活力ある社会に不可欠」だと記載されている点です。

公益行政においては、責務を果たすことは当然のこととしながらも、「活力」と「創意工夫」、これに加えて「新たな事業展開」が必要なのだと理解しています。当然、財団の事業活動に関しても「活力ある社会への貢献」を重視すべきだと考えています。

――公益財団法人への移行を機に、新たな事業である「体験活動団体助成事業」もスタートしました。その活動内容と、創設の狙いを。

財政的な基盤が整ったことから、事業規模の拡大を検討できる状況となりました。そこで、浮上したのが定款にもある人材育成というテーマです。

継続的に地域活力の向上と豊かな水環境の創造を図るためには、それを担う人材が不可欠です。特に、次世代を担うのは現在の青少年ですので、その方たちの育成を目的に行う活動を、新規に始めようと構想しました。

このような時期に、私が気になっていた青少年の状況に関わるニュースがありました。

ビルから飛び降りた若い女性が、その下を通行中の女性に衝突し、二人とも亡くなってしまうという痛ましい事件がありました。私は、このニュースに触れた時、このような悲劇を防ぐためには、子どもたちに自分の命の大切さと社会や他者とのつながりを知ってもらう必要があると強く考えました。

とはいえ「命の大切さ」を知ってもらうためには、これを前面に出した活動では、真意は伝わりにくいものです。さまざまな方からの指摘も踏まえ、活動の方向性を「豊かな人間性を育てる」という視点に見直しました。

昨年度、新規事業構想委員会を設置し、水に係る体験活動を通して青少年の育成に取り組んでいる有識者の方々にお集まりいただき、「水と地域」を生かして、豊かな人間性や自己肯定感をバランスよく育む活動を推進するための事業のあり方を検討し、取りまとめたのが体験活動団体助成事業です。

この事業は、青少年を含む参加者を対象に、さまざまな制約がある社会の中でも他者との良好な関係を構築し、たくましく生きる「やりくり力」を身に付けることを目的に行う自然体験等の各種体験活動の内容を充実・強化・拡大し、自立的に運営する事業（プロジェクト）に対し最長5年間の助成を行うものです。

体験活動への助成は、既存の団体により多数実施されていますが、この事業では3点の特徴があると考えています。

1点目が事業内容を充実・強化・拡大しようとする取組みに対しての助成であること、2点目が将来、当財団の助成金がなくなっても自立的に運営できるスキームになっていることを条件としていること、そして3点目が長期間（最大5カ年間）にわたる支援を行うことです。

この事業は既存の助成・支援事業のように「場」を設定して、そこでの活動を考えるのではなく、「心」の問題を主題として、そこから見えてくる景色を踏まえた活動にしたいと考えています。

なぜ心なのか。その根本には子どもたちに「自分の命は自分のもの」だという考えは誤りであり、現実的な活動を通して命の尊さを理解してほしいという思いがあります。

――野村理事長が考える「豊かな人間性」とは一体どのようなものでしょうか。

「豊かな人間性」という言葉は非常に曖昧ですが、活動の目標として掲げる以上、財団としてその定義を明確にしておく必要がありました。

そこで、私は「健康」を切り口に考えてみることとしました。WHOの定義では、健康とは「肉体的、精神的および社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない」としています。しかしながら「肉体的、精神的および社会的に完全に良好な」人に私は出会ったことがなく、この定義にはいささかの疑問を感じていました。

さまざまな資料に当たってみる中、ある団体の会報誌に記載されていたものが最も腑に落ちました。その団体いわく健康とは「適応し、やりくりできる能力を有する状態」だと示していました。

まさにこれです。人には常に制約条件があり、全て思い通りに進むことはありません。その中で、いかにやりくりし日々生きていくかが重要なのです。

そこで当財団では、この考え方をもとに、「豊かな人間性」とは「置かれた環境の中で不十分でも、何とかやりくりしながら、工夫して楽しく生きられる力を持つこと」と定義しました。このやりくりする力は、自己肯定感や他者との関係構築能力にもつながるはずです。

このやりくりする力を育むために、「体験活動団体助成事業」という新規事業を通じて子どもたちの人間性を育て、命の尊さを実感できるような活動を推進したいと考えています。

すでにこの種の活動に精通した専門家の参画も得られており、今後は当初の目論見に沿った活動が活性化できるものと考えています。

――公益財団法人として、どのような活動方針を描いているのでしょうか。

現状の助成・支援という形で資金を提供する事業は、「受動的な活動」です。将来的には「能動的な活動」として、財団内にこれからの「水と地域」はどのようにあれば良いのか、その本質的な議論ができる場を設けるとともに、そこでの議論の内容を外部に発信できるような組織を構築していく考えです。組織の構成員には、テンポラリーに産官学の専門家を招くと同時に、若手の研究員も参加できるようにしたいと考えています。

また当初から志向していたことではありますが、助成・支援した事業を最終的にはビジネスとして育てたいとも考えています。このため、「出資」というメニューも今後検討していく考えです。いずれにせよ、助成・支援の延長線上に具体のビジネスが各地域で展開され、地域が活性化できる形が理想像だと考えています。

こうした新たな活動や従来からの取組みを確実に実行していくために、財団事務局の強化を含む体制整備を確実に行っていきます。

新たに体験活動への助成 制約を生き抜く 豊かな人間性こそ必須に

復活させた井戸の水と天丸天満宮の梅苑で収穫された梅を用いた梅ジュースを製造販売

主な沿革

2020年 7月22日	一般財団法人日水コン水インフラ財団設立（英名：Nissuicon Water Value-Up Foundation）
2022年 4月 1日	㈱日水コンから「水辺へGo!」事業を譲受
2023年 3月15日	一般財団法人水・地域イノベーション財団に名称変更（英名：Innovation Foundation for Water and Regional Revitalization）
2023年10月 1日	現在地（西新宿）に事務所を移転
2025年 5月27日	内閣総理大臣より公益法人認定